

2026 年 12 月施行 | 改正公益通報者保護法

中小企業が知っておくべき改正内容と実務対応 2026 年 10 月版

発行：日本労務研究所 | 顧問先企業向け情報資料

1 いつから、何が変わるのか

令和 7 年法律第 62 号による改正公益通報者保護法は、2026 年（令和 8 年）12 月 1 日に施行されます。公益通報者を守る制度を強化し、通報を妨げない職場づくりを促す改正です。

主な改正点	実務上の意味
保護対象の拡大	一定のフリーランス等が新たに保護対象に加わります。
解雇・懲戒への規制強化	公益通報を理由とする解雇・懲戒に刑事罰が導入されます。
解雇・懲戒の推定規定	公益通報後 1 年以内の解雇・懲戒は、通報を理由とするものと推定される場合があります。
通報妨害・通報者探索への対策	正当な理由のない通報妨害や通報者探索を防止する措置が重要になります。
制度の周知強化	内部公益通報対応体制について、従業員等への周知が求められます。

2 従業員 300 人以下の企業はどう対応するか

常時使用する労働者数	内部通報体制整備・従事者指定
301 人以上	法的義務
300 人以下	努力義務

重要：300 人以下でも、公益通報を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止は適用されます。内部通報窓口を設けない場合も、通報があった際の対応方法と秘密保持のルールを決めておきましょう。

※「公益通報」は、法律で定める通報対象事実や通報先ごとの要件を満たすものです。すべての苦情・相談が当然に該当するわけではありません。

施行前に実施したい 10 項目

以下は法的義務と、企業規模を問わず推奨する実務対応を併記したものです。300 人以下の企業では、負担に応じた簡潔な仕組みから着手できます。

- ☐ 01 内部通報の受付先（社内・外部）を決め、連絡方法を明確にする
- ☐ 02 内部通報規程または簡易な取扱手順を整える
- ☐ 03 受付担当・調査担当・最終判断者を決める
- ☐ 04 法的義務の対象企業は公益通報対応業務従事者を適切に指定する
- ☐ 05 通報者が特定される情報の閲覧権限・保管方法を決める
- ☐ 06 通報妨害・通報者探索・不利益取扱いの禁止を明文化する
- ☐ 07 通報対象事実と一般の苦情・ハラスメント相談の振分けを定める
- ☐ 08 受付、調査、是正、結果連絡、記録保存の流れを整える
- ☐ 09 経営者・管理職・担当者に研修し、従業員等に周知する
- ☐ 10 制度の運用状況を定期的に点検し、改善する

3 通報を受けた際の基本的な流れ

段階	実務対応
① 受付	内容・日時・連絡方法を記録。秘密保持と報復防止を説明。
② 初期評価	公益通報の該当性、緊急性、利益相反、証拠保全を確認。
③ 調査	必要な範囲で事実確認。通報者の特定につながる情報は厳格に管理。
④ 判断・是正	事実と法令・社内規程に基づき判断し、必要な是正措置を実施。
⑤ 連絡・保存	可能な範囲で通報者に結果を連絡。記録を安全に保存。
⑥ 再発防止	原因分析、運用点検、必要な研修・ルール改定。

注意：通報の対象となった管理職に調査を一任しないこと、通報者の氏名を不要に共有しないこと、通報後の人事処分を慎重に検討することが重要です。

経営者・人事労務担当者への実務ポイント

4 特に注意すべき人事労務上の問題

【解雇・懲戒】通報後の処分には客観的な根拠と手続の適正さが不可欠です。通報後1年以内の推定規定は、解雇・懲戒についてのものであり、あらゆる配置転換等と同じ推定が働くわけではありません。

【配置転換・評価・嫌がらせ】解雇・懲戒以外の不利益取扱いも禁止の対象となり得ます。評価記録、業務上の必要性、決裁経緯を確認しましょう。

【窓口の兼用】ハラスメント相談窓口との兼用は可能ですが、相談内容の分類、守秘義務、担当者の利益相反防止が必要です。

【外部窓口】社労士・弁護士等の外部専門家の活用も選択肢です。対応範囲と法律事件への対応体制を明確にしましょう。

5 中小企業向け・最小限の導入例

①代表者から独立性を確保できる受付先を1つ定める → ②受付・調査の簡易手順を文書化する → ③通報者情報のアクセス権を限定する → ④全社員に周知する → ⑤年1回、運用状況を点検する。

通報対応の記録は必要ですが、一般の業務管理システムに通報者の氏名や詳細を無制限に登録しないでください。必要最小限の情報のみを記録し、機微情報は別管理とします。

6 担当者用の最終確認

☐ 規程・窓口の準備 ☐ 従事者指定（義務対象企業） ☐ 秘密保持・利益相反対策 ☐ 管理職研修 ☐ 全従業員への周知 ☐ 施行日までの最終点検

公的な参考資料

消費者庁「公益通報者保護法と制度の概要」（改正法・法定指針・指針解説）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview

消費者庁「はじめての公益通報者保護法」（内部通報制度導入支援キット）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

※本資料は2026年10月時点の一般的な解説です。個別事案は法令・指針・就業規則等に照らして判断してください。